

乳幼児医療費助成制度の助成範囲が統一されます

倉敷市内全域で

4月1日から入院・通院とも小学校就学前までへ

倉敷市では、平成18年4月1日診療分から通院にかかる乳幼児医療費の助成範囲を満5歳未満児から満6歳になった日以後の最初の3月31日までに引き上げます。

助成の範囲・・・保険対象となる医療費の自己負担分

ただし、予防接種、健康診査、容器代などは、対象外です。

3月末に有効期間が延長になる乳幼児の保護者あてに新しい受給資格者証を郵送します。

新しい受給資格者証が届きましたら、お手持ちの受給資格者証を本庁医療給付課、各支所の窓口までお返しください。

○乳幼児医療費受給資格者証は、保険証と一緒に医療機関等の窓口に提示してください。

県内の医療機関であれば、窓口での自己負担分が無料になります。

(自己負担分が、72,300円を超えた場合は、超えた額をお支払いいただくことがあります。)

お問い合わせ先

倉敷市保険部医療給付課

電話 086-426-3395